

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 9 号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3号様式（裏）注意事項第2項、第4項及び第9項中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第一号事業）」に改め、同様式（裏）注意事項第13項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第3の2号様式（裏面）注意事項第1項及び第2項中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第一号事業）」に改め、同様式（裏面）注意事項第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第4号様式中

「

医療保険被保険者証
記号及び番号

」

を

「

医療保険被保険者
記号及び番号

」

に改める。

第5号様式中

「

医療保険被保険者証
記号及び番号

」

を

「

医療保険被保険者
記号及び番号

」

に改める。

第6号様式（裏）中

「

医療保険被保険者証
記号番号

」

を

「

医療保険被保険者
記号番号

」

に改める。

第13号様式（裏）中

「

医療保険被保険者証
記号番号

」

を

「

医療保険被保険者 記号番号

」

に改める。

第15号様式（裏）注意事項第2項、第4項及び第8項中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第1号事業）」に改め、同様式（裏）注意事項第13項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第21号様式（裏）注意事項第5項、第24号様式（裏）注意事項第5項、第26号様式（裏）注意事項第5項及び第28号様式（裏）注意事項第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により交付された改正前の規則第3号様式、第3の2号様式、第15号様式、第21号様式、第24号様式、第26号様式及び第28号様式の規定による介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）、介護保険負担限度額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）及び介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（以下これらを「介護保険被保険者証等」という。）は、それぞれの介護保険被保険者証等に記載された有効期限が満了するまでの間、改正後の規則第3号様式、第3の2号様式、第15号様式、第21号様式、第24号様式、第26号様式及び第28号様式の規定による介護保険被保険者

証等とみなす。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。